

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

太陽光発電に関するトラブルにご注意ください。

■ ご注意ください！太陽光発電をめぐるトラブルについて

太陽光発電システムの普及に伴い、トラブルの相談が多く寄せられています。ソーラーシステムのなかでも太陽光発電システムは、消費者の環境意識の高まり、補助金制度や固定価格買取制度等により、今後も普及が進むことが予想されていますが、消費者相談の内容や対処方法について知識をもっておくことが大切です。

■ こんな相談が寄せられています

- 「電気代がかからなくなる」
- 「充電により自己負担がない」
- 「太陽光発電システムの設置は義務化する」

といった過剰なセールストークや不正確な説明に関する相談が目立ちます。また、長時間勧誘や夜間勧誘などの迷惑勧誘や、お得感を過度に強調する、契約を急がす、といった販売方法を受け、

- 「業者の信用性や苦情の有無を知りたい」
- 「解約したい」
- 「クーリング・オフの仕方を教えてほしい」

といった相談が多く寄せられています。

■ よくある相談内容と対処方法

《相談内容》訪問販売で家に来た業者と契約したが、信頼できる業者かどうか教えてほしい。

《対処法》消費生活センターでは事業者の信用調査はしていませんが、ご自身で、業者が取り扱っている太陽光発電システムのメーカーに確認したり、すでに設置した方の意見を聞いたり、業者の情報を収集することは重要です。

また、価格等に納得いかなければ、相見積もりを取って比較してみることもひとつの方法です。

なお、（一社）太陽光発電協会では、施工に関する一定の基礎知識や技術レベルを持つ者を認定する「PV施工技術者」という資格制度を実施しています。

OPV施工技術者制度運営センター

TEL：03-6205-4530 <http://www.jcot.jp/>

○（一社）太陽光発電協会（Q&A）

http://www.jpea.gr.jp/inquiry/q_a/index.html

《相談内容2》説明に来訪した業者に長時間、強引に勧められて契約してしまった。クーリング・オフの仕方を教えてほしい。

《対処法》クーリング・オフは消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約した場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。最寄りの消費生活センターへご相談ください。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、

下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL : 097(534)4034 FAX : 097(534)0684

ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail : oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー** (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

★ Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>
